

放置自転車及び放置バイクの撤去について

放置自転車及び放置バイクに対して、通知期間内に「ビニールテープ」及び「警告タグ」を取り付けます。「ビニールテープ」及び「警告タグ」が取り付けられた自転車・バイクを後日撤去します。駐輪場へ放置せず、自宅・アパート等へ持ち帰りましょう。

「ビニールテープ」及び「警告タグ」貼り付け期間：2月20日～3月中旬

撤去日：3月中旬以降



【撤去の対象となる車両は？】

長期間使用されていない疑いがある車両です。通知期間内に駐輪場等を数回写真撮影し、動いていない疑いのある車両を特定した上で、対象車両には「ビニールテープ」及び「警告タグ」を取り付けます。

【通勤・通学に使用している車両に「ビニールテープ」「警告タグ」が取り付けられていた場合は？】

両方とも、自分で取り外して処分してください。取り付け作業については、作業者が判断していますので、付け間違いについてはご容赦下さい。

【撤去した車両は？】

車体番号等から警察へ盗難車等の確認後、一定期間(2か月以上)構内で保管後、回収業者へ引渡し適正に処分されます。

【卒業などのため自転車が不要になり、大学で撤去してもらえらるなら学内に放置しておいても良いのか？】

放置してはいけません。不要になった自転車は以下を参考にして、自分で処分しましょう。

- ①後輩等に譲渡する場合：島根大学生協又は最寄りの自転車店に出向き、登録抹消した自転車を譲渡すること。
- ②処分する場合：防犯登録の登録抹消を島根大学生協又は最寄りの自転車店で行った上、粗大ごみの収集を松江市へ連絡し処分します。
- ③必要書類「**所有権法規及び処分依頼書**」をホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、守衛室に持ち込むと、大学が皆さんに代わって処分します。

島根大学 TOP ページ → 「大学紹介」 → 「環境への取組」 → 「EMS 活動」 →

「松江キャンパス EMS 関係」 → 「委員会からのお知らせ」



委員会からのお知らせ
QRコード